

福祉活動団体への整備費配分について

横浜市緑区社会福祉協議会では、地域福祉、障害福祉の推進のため、地域の皆様よりお預かりしたご寄付（預託金）を緑区内の当事者団体、地域福祉活動団体等へ配分しています

1 対象団体

- ① 緑区の地域福祉の推進に寄与するボランティア・NPO等市民活動団体
- ② 緑区の障害福祉の推進に寄与する障害当事者・家族団体
- ③ 緑区内の地区社会福祉協議会
- ④ 緑区社会福祉協議会会長が必要と認めたもの

→親子サークル・単位老人クラブ・趣味のサークル等、主に自助を目的とした活動団体は対象外です
また、上記の団体であっても、過去5年以内に本事業の配分を受けている団体は対象外です

2 配分対象

事業活動や運営に必要な備品の購入や修繕に関する整備費

→ただし、申請団体の財政状況から対応が困難な場合で、運営上必要不可欠なものに限ります

3 申請及び配分の流れ

- ① 申請書を緑区社協のホームページからダウンロード及び印刷してください
(ダウンロードできない場合はお問い合わせください)
- ② 申請書にご記入後、見積書(2社)、前年度決算書と一緒に、裏面提出先へご提出ください
- ③ **緑区社会福祉協議会にて審査し、配分決定します**
- ④ 配分決定のお知らせと請求書、報告書をお送りしますので、請求書と通帳のコピーをご提出ください
- ⑤ 請求書提出後、配分金を振り込みます(令和3年7月以降随時)
- ⑥ 備品購入や修繕が終了後、1カ月以内に報告書をご提出ください

→申請書提出後、必要に応じて活動内容の確認や別途書類の提出をお願いすることがあります

4 提出締切

提出締切 **令和3年10月31日**

5 配分金

配分金額 上限50,000円(必要経費総額の2/3以内で千円未満切捨)

→より多くの団体に配分するため、申請金額の一部を減額する場合があります

6 そのほか

申請は1団体1件に限ります

7 配分実績 (H25 より配分開始)

年度	団体名	用途	配分金
H25	朗読・録音グループ「みどり」	プレクストーク・インターフェース	100,000
	NPO 法人 緑工房	プロジェクター・交換用ランプ	49,000
	NPO 法人 青葉の樹 グループホームはじまりの家	パソコン・携帯電話・ LED シーリングライト	95,000
H26	NPO 法人 和有会	換気扇工事	52,000
	NPO 法人 アルカヌエバ	農業用ビニールハウス	96,000
	山下地区社会福祉協議会	業務用スーブジャー・椀・ヤカン・丸皿	96,000
	W.Co ひまわり	鍵付書庫	68,000
	十日市場団地地区社会福祉協議会	ガステーブル	50,000
H27	東本郷地区社会福祉協議会	モノクロレーザープリンター	36,000
	竹山地区社会福祉協議会	椅子	18,000
	お楽しみ昼食会(十日市場団地)	机	52,000
	緑・青葉食事サービス W.CO なご味	配食容器	38,000
	NPO 法人 ホームヘルプサービス 緑	パソコン	70,000
	さくらんぼ会	電子キーボード	28,000
H28	みどり福祉ホーム	ダストボックス	50,000
H29	霧が丘地区社会福祉協議会	携帯電話の機種変更	32,000
H30	なかよしチェリー	物干掛け取り付け工事	22,000
R1	NPO 法人 ながつたパオパオハウス	ホットカーペットカバー・折りたたみテーブル	25,000
	はじまりの家	居室サッシの交換・取付	27,000
	三菱さくら食事会	半月盆・ごはん茶碗 (55 人分)	50,000
	NPO 法人 ぷかぷか	エンジン刈払機	21,000
	NPO 法人 中途障害者地域活動センター緑工房	パソコン購入費	48,000
R2	白山地区民生委員・児童委員協議会	携帯電話本体	24,000
	竹山地区社会福祉協議会	HP 制作ソフト及び関連商品	50,000

【提出先】

横浜市緑区社会福祉協議会 善意銀行担当

住所：〒226-0019 横浜市緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり 1 階

電話：045-931-2478 FAX：045-934-4355